

議案第26号

所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進本部条例の一部を改正する条例  
制定について

所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進本部条例の一部を改正する条例を別  
記のとおり制定する。

令和6年 2月20日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進本部の見直しに伴い、所要の改正を  
行うため、本案を提案するものである。



所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進本部条例の一部を改正する条例  
所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進本部条例（平成27年条例第4号）  
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

所沢市いじめ問題対策連絡協議会条例

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の規定に基づき、所沢市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関することとする。

第3条第1項中「推進本部は、本部長、副本部長」を「協議会は、会長、副会長」に、「50人」を「15人」に改め、同条第2項中「本部長は市長」を「会長は市長」に、「副本部長」を「副会長」に改める。

第5条の見出しを「（会長及び副会長）」に改め、同条第1項中「本部長」を「会長」に、「推進本部」を「協議会」に改め、同条第2項中「副本部長」を「副会長」に、「本部長を」を「会長を」に、「本部長に」を「会長に」に、「本部長が」を「会長が」に改める。

第6条中「推進本部」を「協議会」に、「本部長」を「会長」に改める。

第7条中「推進本部」を「協議会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 安全・安心な学校と地域づくり推進本部委員の項中「安全・安心な学校と地域づくり推進本部委員」を「いじめ問題対策連絡協議会委員」に改める。